



豊監公表第12号

令和4年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市教育長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年（2023年）10月31日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	石 原 準 司
同	中 岡 裕 晶

令和5年(2023年) 10月13日

豊中市監査委員 様

豊中市教育長 岩元 義継

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和4年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和4年11月28日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
教育総務課	学校事務提要の記載について、「21. 理科室における薬品の保管・管理」について定めた中に「毒物」「劇物」「危険物」についての定義があるが、記載内容において、定義との齟齬がある記述が見受けられるため整理されたい。	「21. 理科室における薬品の保管・管理」内の「毒物」「劇物」「危険物」についての定義と整合性を図った内容に改め、学校事務提要に記載した。